大森町内での出店に関するお願い

この出店に関するお願いは、住民、事業者、関係団体、行政が協働して「遺跡と 自然と人々の調和」したこの町を守り、引き継いでいくための取組を進めて行くた めに作成されたものです。

☆出店に関するお願いの基本的な考え

- 1. 出店が定住に繋がるようにしましょう
- 2. 地元住民とのコミュニケーションを図りましょう
- 3. 石見銀山遺跡の保全活動に参加しましょう
- 4. 環境(自然、生活)や景観に配慮したお店づくりをしましょう
- 5. お店ごとに独自性・メッセージ性を加味した魅力ある商品を開発し、販売しま しょう

☆町民の皆さんとの関わり

出店を計画している方に土地・建物を貸したり売買する場合、大森町のまちづくりの基本姿勢を示す石見銀山大森町住民憲章を紹介し、この憲章にある『賑わいと穏やかさの両立』に協力してもらえるようにはたらきかけましょう。

☆事業者の皆さんへ(出店に関するお願いの具体案)

1. 出店が定住に繋がるようにしましょう

大森町は過疎化が進んでいます。暮らしのある世界遺産の町を守るため、事業者・従業員の皆さんは大森町内に定住することに努めましょう。

2. 地元住民とのコミュニケーションを図りましょう

出店が決まれば、事業者はあらかじめ住民の皆さんに出店計画を説明しましょう。 出店後は、地元住民の皆さんとコミュニケーションを図ることに努めると共に、下 記の事項を行いましょう。

- ① 自治会に加入し、自治会活動に参加しましょう (定住者は正会員、出店のみの場合は準会員)
- ②関係団体に加入して団体の活動に積極的に参加し、団体の申し合わせ事項を守りましょう。

3. 石見銀山遺跡の保全に参加しましょう

石見銀山あっての出店であることをふまえ、大田市や関係団体が実施する石見銀山遺跡の保全活動に積極的に参加しましょう

4. 景観や環境(自然、生活)に配慮したお店づくりをしましょう

(1) 景観に配慮しましょう

一建物一

- ①店舗に改装(外観や看板設置など)は現状変更許可申請が必要です。あらかじめ 大田市教育委員会石見銀山課に相談しましょう。
- ②内装については、関係団体で申し合わせ事項を決め、事業者はこれを守りましょう。

一土地一

- ① 土地の形質の変更は現状変更許可申請が必要です。あらかじめ大田市教育委員会石見銀山課に相談しましょう。
- ② 空き地は、露店(地域伝統行事、大田市や大森町自治会協議会や関係団体が行う行事にかかわる露店を除く)や観光客向けの有料駐車場に使用しないことを自治会協議会で申し合わせています。このことを守りましょう。

一看板一

看板はお店の顔です。伝統的町並みにふさわしい看板であり、かつ店の独自性を 伝えられる看板にしましょう。

- ①建物に付設する看板は1店舗1カ所1看板を原則としましょう。現状変更行為許可申請が必要ですので、あらかじめ大田市教育委員会石見銀山課に相談しましょう。
- ②移動可能な看板(のぼり旗、自立型看板など)は、下記の指標を守り、画一的な看板にならないように各店舗それぞれ特徴ある看板づくりに努めましょう。

規模:人が一人で持ち運べる程度にしましょう。

意匠:町並みにふさわしい意匠にしましょう。

材質:自然素材(綿、麻、竹、木など)を心がけましょう。

色彩: 華美にならないようにしましょう。文字は白色、黒色を原則とし、看板の色 彩は茶褐色系にしましょう。

位置:通行の妨げにならない場所に設置しましょう。

※看板ルールについては、極短期間の設置の看板を除きます。

※看板ルールの対象は、店舗に限定されるものではなく、町内に設置される看板すべてです。

一商品陳列等-

- ① 道路に面した軒下での商品陳列・販売は、交通の妨げとなり安全上好ましくないので、屋内での陳列・販売をしましょう。
- ② 客引き、呼び込み等は節度を持って行いましょう。
- ③ 音声機器等を利用した宣伝は行わないようにしましょう。

一自動販売機一

- ①新規設置は極力控えましょう。
- ②既存の自動販売機は場所に応じた修景を行いましょう。機器更新の際は、対面販売に切り替えることを検討しましょう。
- ③既存機器の修景、新規設置、機器更新などは現状変更行為許可申請が必要です。 あらかじめ大田市教育委員会石見銀山課に相談しましょう。

(2) 環境(自然・生活) に配慮しましょう

①飲食物を提供する店舗は、椅子、ベンチなどを屋内に設け、自店で飲食するよう に呼びかけ、なるべくゴミが出ないように配慮しましょう。

5. 来店者の駐車・駐輪について、通行車へ配慮しましょう。

①来店されたお客様が駐車・駐輪される時は、決められた場所への駐車を誘導し 駐輪は、通行車の妨げにならないように駐輪してもらうように努めましょう。

改訂 平成 25 年 10 月 改訂 平成 29 年 12 月

[各種団体とは]

○商工関係団体(大田市観光協会、大森町観光開発協会、大森町商工振興会など)

石見銀山

大森町住民憲章

このまちには暮らしがあります。 私たちの暮らしがあるからこそ 世界に誇れる良いまちなのです。

私たちは

この町で暮らしながら 人との絆と石見銀山を 未来に引き継ぎます。

記

未来に向かって私たちは

- 一、歴史と遺跡、そして自然を守ります。
- 一、安心して暮らせる住みよいまちにします。
- 一、おだやかさと賑わいを両立させます。

平成十九年八月 制定

私たち大森町民は、豊かな自然の中で 遺跡を守りながら、穏やかな暮らしを営んでいます。 私たちは、この町を訪れて下さった皆さんと交流し、 共に世界遺産石見銀山遺跡を守り、活かし、 未来に引き継いでいきたいと願い、 この町のあり方を

「石見銀山 大森町住民憲章」として定めました。

大森町自治会協議会